



年末調整のお知らせ

今年も年末調整の時期が迫って参りました。つきましては、11月中に下記の書類をご用意頂き、各担当者までご連絡もしくはご郵送頂きます様お願い致します。

【控除証明書等】

- 生命保険料 控除証明書
 - 個人年金保険料 控除証明書
 - 介護医療保険料 控除証明書
 - 地震（損害）保険料 控除証明書
 - 小規模企業共済等掛金の支払を証する書類
 - 住宅取得等特別控除申告書 及び 借入金の年末残高等証明書
 - 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
 - 国民健康保険料
 - 後期高齢者医療保険料
 - 介護保険料
- 本年中の支払額をご連絡ください。
メモ又は納付書等の写しで結構です。

【中途就職者がおられる場合】

- 前職の令和3年分源泉徴収票

【変更の有無】※下記に該当する際は、メモ等にてその旨ご連絡ください。

- 扶養親族の増減
- 住所変更
- 配偶者（特別）控除を受けられる方は配偶者の令和3年分所得

配偶者の給与収入が、201万6千円未満であれば控除の可能性があります。

【マイナンバーについてのお願い】

税務関係書類にマイナンバーの記載が必要となります。

訪問時や来訪時にコピーを回収させていただきます。

マイナンバーの提出がまだの方は、速やかに担当者までご連絡下さい。

※通知カード若しくは個人番号カードの現物の郵送はお控えください。

ふるさと納税（寄附金控除）の申告手続きの簡素化

寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告書に特定寄附金の受領者が発行する寄附ごとの「寄附金の受領書」の添付が必要とされていますが、令和3年分の確定申告から、特定寄附金の受領者が地方団体であるとき（ふるさと納税であるとき）は、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者（ふるなび、さとふる等の地方公共団体と特定寄附金の仲介に関する契約を締結している者で国税庁長官から指定を受けたもの）が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することで申告が可能となりました。

寄附金控除

個人が特定寄附金を支出したときは、確定申告をすることで寄附金控除として所得金額から差し引くことができ、税金が軽減されます。

特定寄附金は以下の通りです。

- ・ 国又は地方公共団体に対する寄附金
- ・ 指定寄附金（公益社団法人や、公益財団法人など）
- ・ 特定公益増進法人に対する寄附金 例：ユニセフ協会や日本赤十字社など
- ・ 特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ・ 認定NPO法人等に対する寄附金
- ・ 政治活動に関する寄附金
- ・ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額



ふるさと納税は地方公共団体に対する寄附金に含まれますが、ふるさと納税とそれ以外の一般的な寄附では控除額が少し異なります。一般的な寄附の控除額は次の式で計算できます。

その年に支出した特定寄附金の額の合計額-2,000円=寄附金控除額

（注） 特定寄附金の額の合計額は、所得金額の40%相当額が上限です。

なお、政治活動に関する寄附金、認定NPO法人等に対する寄附金及び公益社団法人等に対する寄附金のうち一定のものについては、所得控除に代えて、税額控除を選択することができます。

また、お住いの都道府県・市区町村の条例で指定された寄附先であれば住民税からも税額控除が受けられます。（都道府県4%、市区町村6%）

ふるさと納税以外の寄附でも控除が受けられることがありますので、寄附をされた場合には控除の対象となるかどうか自治体のHP等で一度ご確認ください。